

～大量排出者は削減の義務を負っている

2021 年 5 月、オランダのハーグ地方裁判所は世界的な石油企業の一つであるシェル社に対し、排出削減を命じる判決を下しました。事業者に対し排出削減を命じる初めての判決で、世界でトップニュースとして伝えられました。

シェルの排出削減訴訟の提起

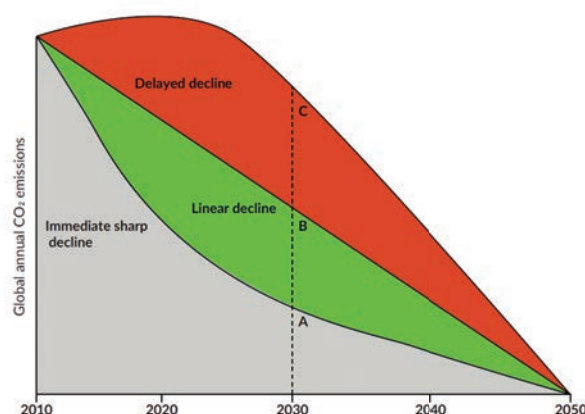
訴えていたのはオランダに本拠を置くミリューデフェンシーなど7つの環境 NGO と 1 万 7000 人の市民です。オランダ語で「ミリュー」は環境、「デフェンシー」は防御を意味し、国際 NGO の地球の友の一員です。

ミリューデフェンシーは、アージェンダ事件の一審判決に触発され、アムステルダムに本拠のあるロイヤルダッチシェル社（RDS、シェル社）に対して、排出削減を求める訴訟を提起したいと考えました。同社は、世界 160 カ国の約 1100 社からなるシェルグループを率いるオイルメジャーです。世界の温室効果ガスの年間排出量の 1% を占める非常に大規模な排出事業者です。1988 年から 2015 年までの間の排出量では世界で 9 番目に多い排出事業者です (the Carbon Majors database)。

相談にのったのは、アージェンダ訴訟をリードしてきたロジャー・コックス弁護士でした。シェル社の 2030 年の排出削減目標は、製品当たりの炭素排出量を 20% 削減、すなわち、いわゆる原単位での削減目標でしかありませんでした。これでは製造量が増えれば増えるほど排出量も増えるため、パリ協定が目指す目標の達成にはつながりません。ミリューデフェンシーはシェル社にパリ協定と整合する目標に変えるよう求めましたが、同社はこれに応じませんでした。そこで、2019 年 4 月、シェル社に対する訴訟の提起に踏み切りました。

提訴後、シェルグループは「スコープ 1」と「スコープ 2」の CO₂ 排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることを表明しました。「スコープ」という耳慣れない言葉が出てきますが、「スコープ 1」は事業所自ら消費する燃料に係る直接的な排出量、「スコープ 2」は他社から供

給された電力などに係る間接的な排出量のことを指します。しかし、2030 年の削減目標についてはエネルギー製品の単位当たりの CO₂ 排出量の削減量を若干引き上げたただけでした。2035 年の削減量も 30% (従来は 20%)、2040 年は 65% (従来は 50%) としたただけでした。



原告が求める排出削減経路 (A) の図示
ミリューデフェンシー作成のレポート「Defending the Danger Line」より https://en.milieudefensie.nl/news/defending_the_danger_line.pdf

訴訟での論点シェルの排出削減義務、水準は？

アージェンダ訴訟と同様に、シェルグループを率いるシェル社に対する訴訟でも、削減を義務付ける根拠とされたのは民法です。オランダ民法の 162 条 2 項には、「不文の遵守義務基準」(unwritten duty of care) と呼ばれている規定があり、「社会通念に反する行動や不作為は明文がなくとも不法行為とみなされる」と定められています。原告はこの規定を根拠に、「シェルはその政策を通じて危険な気候変動を防止する義務を負っている」と主張しました。日本の民法 709 条は「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」することを違法としており、事業者の行為、不作為を「社会通念に照らし違法」とする判決が出されていますが、この考え方に通じるものです。

シェル社は、石油・ガス業界にとって 2030 年までに 45%削減は重すぎる、排出量取引制度 (ETS) の下ではたとえシェルの排出量が減っても他の石油・ガス事業者の排出が増えるだけで実効性がない、一社だけで地球環境問題を解決することはできないなどと争いました。

■ ハーグ地方裁判所がシェル社に 排出削減を命令

しかし、ハーグ地方裁判所は、2021 年 5 月 26 日、被告の主張を全面的に退け、シェル社による排出のうち、「スコープ 1」と「スコープ 2」の排出量を 2030 年末までに 2019 年比で 45% 削減することを命じました。裁判所は、「スコープ 1と2の排出を 2030 年までに 45%削減しなければならないことには幅広いコンセンサスがある。これは不文の注意義務に含まれる」と判断しました。事業者の活動に関する上流、下流での間接的な排出量を指す「スコープ 3」の排出についても、「企業の CO₂ 排出の大部分を占める場合、企業は排出について責任を持つ必要がある」と述べ、「製品の最終消費者を含むシェルグループのビジネスにおいて、これは重要な努力義務である。その中で被告は、CO₂ の排出から生じる深刻なリスクを除去又は防止するために必要な措置を講じ、その影響力を行使して、できる限り排出を抑制することが期待される」としました。

ハーグ地裁は、国民に害を及ぼす全ての地球規模の排出について削減を求め、「シェルが生産を中止しても他社の生産量が増えるだけ」という主張を退けました。「一企業が問題を解決できない」という主張についても、「そのことは被告が管理し影響を与えることができるシェルグループの排出について責任を免除するものではない」としました。

■ 人権を尊重する企業の責任

この訴訟では、国家と企業の責任を定めた国連の「ビジネスと人権指導原則」(UNGPs) もシェルの排出削減義務の根拠として重視されています。この原則は 2011 年に、国連の人権理事会で全会一致で支持されたもので、人権を保護する国家の義務及び企業の責任と救済へのアクセスを柱として構成されています。

ハーグ地方裁判所は、「指導原則が定めている企業の人権尊重の責任は、全ての企業に期待されるグローバルな行動基準であり、どこで活動しようとも同じである。この責任は人権を保護する国の能力や意思とは無関係に存在し、企業の義務を軽減するものではない。企業は国家が取る措置に従うだけでは不十分である」と述べました。

シェル社に排出削減を命じた判決は世界の注目を集めました。ロジャー・コックス弁護士は「2021 年の世界に最も影響を与えた 100 人」にも選ばれました。

2024 年 11 月に控訴審の判決が出されました。ミリュエデフェンシーの差止め請求は棄却されましたが、ハーグ地裁と同様に、気候変動が人権を脅かす問題であること、シェルのような大規模排出事業者には人権を侵害することがないように、排出削減の義務があることは認められています。しかし、シェルが 2030 年に 2016 年比 50%削減(2019 年比で 48%削減)との目標を新たに設定し、2023 年までに 31%削減しており、EUETS IIなど EU で新たな制度が導入され、目標を達成できないとする急迫性の立証がないことと、スコープ 3については削減水準の考え方が定まっていないと考えるというのが理由でした。ただし、新たな油田やガス田の採掘は 1.5℃目標と整合しないことも指摘されています。

(浅岡美恵)